議案第59号

守口市手数料条例の一部を改正する条例案

守口市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成25年12月5日提出

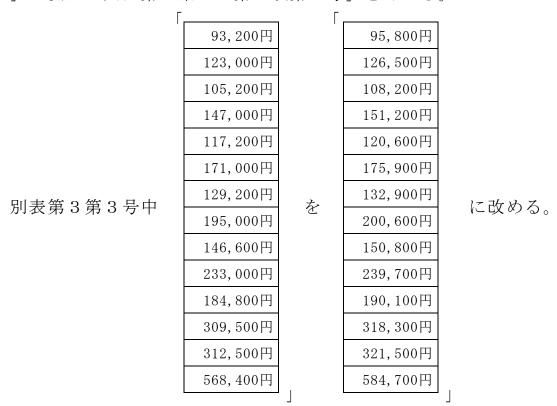
守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市手数料条例の一部を改正する条例

守口市手数料条例(平成12年守口市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項中「第28条の4第3項第5号イ」及び「第63条第3項第5号イ」の次に「若しくは同項第7号イ」を加え、「、第68条の69第3項第5号イ又は第68条の69第3項第6号」を「又は第68条の69第3項第5号イ」に改め、同表の11の項中「第28条の4第3項第6号」の次に「若しくは同項第7号ロ」を加え、「又は」を「若しくは同項第7号ロ、」に改め、「第62条の3第4項第15号ニ」の次に「又は第68条の69第3項第6号」を加える。



別表第4第1号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表第2号中「(平成12年守口市条例第10号)」を削り、同表第3号中



105, 200円		108, 200円	
147,000円		151,200円	
117,200円		120,600円	
171,000円		175,900円	
129, 200円		132,900円	
195,000円	を	200,600円	に改める。
146,600円		150,800円	
233,000円		239, 700円	
184,800円		190, 100円	
309,500円		318, 300円	
312,500円		321,500円	
568, 400円		584,700円	
			`

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第4 第1号の改正規定は、規則で定める日から施行する。